国土交通省

東北運輸局プレスリリース

≪発表記者会：東北電力記者会≫
≪　　〃　　：宮城県政記者会≫

令和元年９月２４日
国土交通省　東北運輸局

山形県鶴岡市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました。

平成３１年３月１４日に東北運輸局山形運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、山形運輸支局において行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：大和交通　株式会社　　代表取締役　遠藤　敏雄
（法人番号：８３９０００１００７６５９）
山形県鶴岡市大字日枝字鳥居上４３番地の２

営業所：本社営業所
山形県鶴岡市大字日枝字鳥居上４３番地の２

２．行政処分等年月日　　令和元年９月１２日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分

令和元年９月２４日から令和元年１０月８日まで（４両×１５日）

４．違反の概要

（１）運賃料金変更事前届出違反

（道路運送法第９条の２第１項）

≪問い合わせ先≫
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：小松、山口
TEL：０２２－７９１－７５３２